

地方独立行政法人長野県立病院機構第3期中期計画

前文

地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年度の法人設立以来、それぞれの県立病院が県民から求められている役割を確実に果たすため、政策医療や高度・専門医療を継続して提供してきた。

第2期中期計画（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）においては、県立5病院が果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供、地域連携の強化及び医療人材の確保や育成等に戦略的に取り組むとともに、機構職員が病院経営を自分ごととしてとらえ、経営基盤の強化に向けて積極的に経営改善に努めてきた。

第3期中期計画（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）においては、地域医療構想^{注1)}を踏まえた医療提供体制への柔軟な対応や働き方改革への対応等、医療現場を取り巻く環境が大きく変化していく中、「地域の明日を医療で支える」という病院機構の基本理念の下、引き続き県民の視点に立ち、患者に寄り添った、安全・安心で質の高い医療サービスを安定的に提供していく。

病院機構は、ここに定める中期計画の実現に向けて全職員が一丸となって取り組み、長野県知事から示された中期目標を確実に達成し、県立病院としての公的使命を果たしていくものとする。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

病院機構は、患者中心の安全で安心な医療を提供するため、常に医療機関としての機能向上に努め、県民の健康の維持及び増進に寄与する。

また、医療機関を含め地域との連携を図るとともに、医療人材の養成を通して県内の医療水準の向上を図る。

1 県立病院が担うべき医療等の提供

(1) 地域医療の提供

ア 地域医療

各病院は、地域の医療需要に応じた診療体制を整備するとともに、診療機能の充実を図る。

阿南病院及び木曽病院は、関係機関等と連携し在宅医療を提供する中で、地域包括ケアシステム^{注2)}の中核としての役割を果たす。

信州医療センターは、産科医療体制の充実に努めるとともに、院内助産体制の整備について検討し、木曽病院は、産科医療体制を維持する。

イ へき地医療

阿南病院及び木曽病院は、へき地医療拠点病院として、救急医療体制を含めた地域住民への医療提供体制を維持するとともに、関係機関等との連携のもと、無医地区への巡回診療を行う。

また、へき地診療所からの要請に基づき医師を派遣する等の支援を行う。

(2) 高度・専門医療の提供

ア 感染症医療

信州医療センター及び木曽病院は、県が行う感染症対策と連携し、感染症の発生予防やまん延防止を図るとともに、感染症発生時においては、早期に適切な医療を提供する。

信州医療センターは、県の感染症医療の拠点病院として、感染症に対し適切な診療を提供するほか、感染症発生時に迅速な対応ができるよう定期的に受入訓練を実施するとともに、教育機能の拡充及び医療機関、地域住民への最新情報の発信に努める。

イ 精神医療

こころの医療センター駒ヶ根は、県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。

- ・精神科救急医療の常時対応型病院として、24 時間体制の精神科救急・急性期医療を行うとともに、m-E C T（修正型電気痙攣療法）等の先進的な専門医療を充実する。
- ・県全域を対象とした児童・思春期・青年期^{注3)}の精神疾患の専門医療機能を充実させる。
- ・アルコール・薬物・ギャンブル等多様な依存症の専門医療機能の強化や医療従事者等への研修の充実を図るほか、ゲーム依存症の診療体制を整備する。
- ・心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に基づく指定入院・指定通院医療機関を運営し、同法の処遇対象者が社会復帰するために必要な医療を行う。

ウ 高度小児医療、周産期医療

こども病院は、県における高度小児医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。

- ・高度小児医療の中核病院として診療機能を強化させるとともに、全県的立場で小児重症患者の医療体制を充実する。
- ・小児在宅医療の支援体制の充実のほか、信州大学医学部附属病院等と連携した成人移行期患者^{注4)}に対する継続的な医療の充実に取り組む。
- ・県の総合周産期母子医療センターとして、県内産科医療機関との連携を図りながら胎児診療を含む周産期医療の維持・向上に努める。

エ がん医療

質の高いがん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療機能の向上に努める。

信州医療センターは、内視鏡センターの充実強化を図り、木曽病院は、地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努める。また、こども病院は、小児がん診療機能の向上を図るとともに、小児がん連携病院として、小児がん拠点病院と連携して診療体制の整備に努める。

(3) 災害医療等の提供

長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすため、木曽病院は災害拠点病院及びDMA T（災害派遣医療チーム）^{注5)}指定病院として、こころの医療センター駒ヶ根はD P A T（災害派遣精神医療チーム）^{注6)}登録病院として、適時適切な医療活動を行う。

また、他の県立病院においては、関係機関からの要請に応じた職員の派遣や患者の受け入れ等、適切に対応する。

各病院は、災害発生時において必要な医療を確実に提供するため、電子カルテデータのバックアップのほか、災害時における医療提供体制を整備する。

(4) 認知症の専門医療の提供

こころの医療センター駒ヶ根は、地域型認知症疾患医療センターの指定に向け取り組むとともに、地元市町村、関係機関等と連携し、認知症に関する専門医療・専門相談を提供する。

阿南病院及び木曽病院は、認知症に対する医療需要へ対応するため、診療及び患者や家族の相談・支援体制を充実する。

(5) 介護サービスの提供

阿南介護老人保健施設、木曽介護老人保健施設は、適切かつ充実したサービスを提供する。

阿南病院は、訪問看護ステーションの開設により地域の在宅介護の提供体制を充実させ、木曽病院は、介護医療院^{注7)}の運営を行い介護ニーズに適切に対応する。

2 地域連携の推進

(1) 地域医療構想への対応

地域医療構想を踏まえ、地域医療構想調整会議における議論を通じて、地域における医療連携体制の強化について検討し、県立病院としての役割・使命を果たす。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

地域の実情に応じた医療・介護ニーズに適切に対応するため、関係機関等と連携し、在宅医療に積極的に取り組むとともに、地域における各病院の立ち位置に応じて地域包括ケアシステムにおける役割を果たす。

こころの医療センター駒ヶ根は、精神障がい者の地域生活を支援する体制を強化し、こども病院は、小児の訪問診療を充実する。

(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進

各病院は、市町村、保健福祉事務所、児童相談所等の関係機関やNPO等と連携し、児童虐待への対応や発達障がい児、医療的ケア児への支援等に取り組む。

また、市町村等が行う健康増進施策と連携した疾病予防及び母子保健、地域のニーズに応じた健康寿命の延伸に資する取組や地域の福祉関係機関等が行う退院後の支援等に対し、積極的に協力する。

3 医療従事者の養成と専門性の向上

(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成

各病院は、特色を活かした臨床研修プログラムやシミュレーション教育^{注8)}を充実させ、研修指導体制を強化するとともに、積極的な広報活動と県立病院間の指導医連携を推進し、医学生、初期臨床研修医及び専攻医の受入れと育成を行う。

また、信州医療センターは、総合医^{注9)}の養成に取り組み、こころの医療センター駒ヶ根は、児童精神科医の育成に努める。

本部研修センターは、信州医師確保総合支援センター分室として、県との連携を強化し、医療職を目指す地域の中高生、医学生や医師を対象とした研修を充実する。

(2) 機構職員の養成

全職員を対象とした研修体系の評価と見直しを継続的に行い、研修の充実を図ることにより、職員の知識、技術、資質の向上を図る。

医師、看護師、医療技術職員等の認定資格の取得を推進する。

信州医療センターは、機構本部と連携し、指定研修機関として特定行為^{注10)}ができる看護師の養成を進める。

(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献

本部研修センターは、県内外の医療機関等と連携し、シミュレーション教育を活かした研修会、講師派遣等を実施するとともに、同センター木曽分室・こども分室における研修の更なる充実を図り、県内医療従事者の技術水準の向上に向けて取り組む。

また、医療従事者の育成に資するため、医療関係職種の各養成所からの要請に基づき職員を講師として派遣するとともに、学生の実習受入れ等を積極的に行う。

(4) 信州木曾看護専門学校の運営

看護基礎教育の質を確保し、県立病院の持つ医療資源を活かして、地域医療、高度・専門医療等に幅広く対応しうる看護人材を、安定的かつ継続的に育成する。

看護教員の確保に向け、看護教員養成講習会を受講させるとともに、教員の質向上のため、大学（放送大学）進学を積極的に支援する。

4 医療の質の向上に関すること

(1) より安全で信頼できる医療の提供

各病院が連携して医療安全対策を推進し、各病院の医療安全の標準化と質の向上に努める。

また、院内感染防止のため、県立病院間で情報の共有化を図りながら、発生予防と拡大防止対策を推進する。

(2) 医療等サービスの一層の向上

患者満足度調査により患者及び家族の要望・要求を把握・分析した上で、よりよい患者サービスの提供に努める。

また、患者の病院選択に資する臨床評価指標及び医療の質の評価指標の提供や、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）^{注11)}の実践に向けた検討等、患者サービスの一層の向上に努める。

(3) 先端技術の活用

訪問診療等における遠隔診療の実施や、電子カルテの相互参照、モバイル端末による医療従事者間の情報共有等、医療分野における先端技術の活用により、医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能の充実を図り医療・介護サービスを提供する。

(4) 信州大学等との連携

こころの医療センター駒ヶ根及びこども病院における信州大学との連携大学院教育等により、職員の研究活動を推進し専門性の高い医師等の養成を行う。

県と信州大学との地域医療の推進に関する覚書に基づき、県立病院と信州大学医学部附属病院との電子カルテの統一等について検討する。

(5) 医療に関する研究及び調査の推進

臨床研究を推進して研究機能を向上させ、医療技術・医療水準の向上に努める。

また、病院機構が行っている取組や研究の成果を、テレビや新聞、ホームページ、公開講座等を通じて広報する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

医療組織に適した業務運営体制の整備・効率化に努めるとともに、地方独立行政法人制度の強みを活かし、病院等と機構本部がさらに一体性を高め、柔軟性・自律性・迅速性のある病院経営を行う。

1 業務運営体制の強化

医療組織に適した人事評価制度を構築するとともに、医療環境の変化に柔軟に対応し、医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進める等、的確な組織・人事運営を行う。

職員満足度調査等を活用し、職員が意欲を持って働くことのできる職場環境の整備に努める。また、病院運営に一体的に取り組むため、経営状況や経営改善の取組について情報共有に努める。

2 働き方改革への対応

医師の健康確保と地域医療の確保の観点から、訪問診療時に利用可能な遠隔医療等の先端技術の活用や、他職種へのタスク・シフティング（医行為の一部を他の職種へ委譲すること）、交代制勤務の導入等、職員の働き方を工夫する。また、職員の総労働時間の短縮等、適正な労務環境の整備に努める。

3 職員の勤務環境の向上

業務の見直しや効率化の取組等により労働時間の適正な管理や有給休暇の取得促進を図るほか、仕事と生活の両立に向けた働き方への支援や職員相談体制の強化等により、職員が生活との調和を図りながら、やりがいや充実感をもって働くことのできる職場環境の整備を推進する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

病院機構は、県立病院として求められる公的使命を確実に果たすため、業務運営の改善及び効率化に取り組むとともに、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、県からの運営費負担金を確保する。

1 経常黒字の維持

経営基盤の確立を目指し更なる経営健全化に努めるとともに、中期目標期間内の累計で経常収支比率100%以上を達成する。

今後必要となる設備投資を考慮し、適切な資金計画を策定する。

【経常収支比率】

病院名	平成30年度実績(%)	期間内の累計目標(%)
病院機構全体	101.8	100.1

【医業収支比率】

病院名	平成30年度実績(%)	令和6年度目標(%)
信州医療センター	88.4	90.4
こころの医療センター駒ヶ根	66.6	63.9
阿南病院	58.7	58.3
木曽病院	79.8	78.3
こども病院	82.7	81.6

(1) 予算（令和2年度～6年度）

(単位：百万円)

区分	金額(税込)
収入	
営業収益	121,443
医業収益	92,116
介護老人保健施設収益	1,851
看護師養成所収益	110
運営費負担金収益	26,184
その他の営業収益	1,183
営業外収益	2,393
運営費負担金収益	1,366
その他の営業外収益	1,026
資本収入	9,164
長期借入金	9,147
その他の資本収入	17
その他の収入	0
計	133,000
支出	
営業費用	111,824
医業費用	107,239
給与費	65,232
材料費	22,533
経費等	19,021
研究研修費	454
介護老人保健施設費用	2,142
看護師養成所費用	732
一般管理費	1,711
営業外費用	1,578
資本支出	24,216
建設改良費	9,164
償還金	15,011
長期貸付金	41
その他の支出	0
計	137,618

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 68,729百万円を支出する。

なお、当該金額は、役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法の趣旨に沿って定められた基準により決定する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

(2) 収支計画（令和2年度～6年度）

(単位：百万円)

区分	金額(税抜)
経常的収益	124,005
営業収益	121,706
医業収益	91,879
介護老人保健施設収益	1,828
看護師養成所収益	99
運営費負担金収益	26,184
資産見返負債戻入	534
その他営業収益	1,183
営業外収益	2,299
運営費負担金収益	1,366
その他営業外収益	933
経常的費用	123,962
営業費用	118,789
医業費用	113,980
給与費	65,218
材料費	20,484
経費等	17,148
減価償却費	10,717
研究研修費	412
介護老人保健施設費用	2,199
看護師養成所費用	782
一般管理費	1,827
営業外費用	5,173
予備費	0
経常利益	43
臨時利益	0
臨時損失	0
純利益	43

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は考慮していない。

(3) 資金計画（令和2年度～6年度）

(単位：百万円)

区分	金額(税込)
資金収入	131,998
業務活動による収入	123,836
診療業務による収入	92,116
介護老人保健施設業務による収入	1,851
看護師養成所業務による収入	110
運営費負担金による収入	27,550
その他の業務活動による収入	2,209
投資活動による収入	17
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	17
財務活動による収入	9,147
長期借入れによる収入	9,147
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	△ 1,002
資金支出	131,998
業務活動による支出	113,402
給与費支出	68,729
材料費支出	22,708
その他の業務活動による支出	21,965
投資活動による支出	9,205
有形固定資産の取得による支出	9,164
その他の投資活動による支出	41
財務活動による支出	15,011
長期借入金の返済による支出	9,005
移行前地方債償還債務の償還による支出	6,006
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	△ 5,620

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は考慮していない。

2 経営基盤の強化

(1) 収益の確保

様々な診療報酬加算や施設基準の取得のほかDPC^{注12)}係数向上の検討等、診療報酬改定に的確かつ迅速に対応し、収益を確保する。

また、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止及び早期回収を行う。

【病床利用率】

病院名	平成30年度実績(%)	令和6年度目標(%)
信州医療センター	81.2	82.9
こころの医療センター駒ヶ根	78.5	80.0
阿南病院	60.4	67.4
木曽病院	78.1	73.8
こども病院	78.0	77.6

(2) 費用の抑制

診療材料や医薬品等の適切な管理により、コスト削減に努めるとともに、経営状況の分析を随時行い、費用対効果を意識した業務改善に積極的に取り組む。

【医療材料費の対医業収益比率】

病院名	平成30年度実績(%)	令和6年度目標(%)
信州医療センター	26.2	25.6
こころの医療センター駒ヶ根	6.2	6.1
阿南病院	16.7	16.3
木曽病院	24.1	19.9
こども病院	23.1	20.8

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令等に基づき算定した額
- (2) 次の表に定める額

区分	単位	金額
1 文書料(看護師養成所における諸証明手数料を含む。)	1通	6,600円を上限として理事長が別に定める額
2 健康診断料	1件	健康保険法の規定に基づく算定方法等により算定して得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(10円未満の端数は切り捨てる。)または健康保険組合等との契約額
3 分娩料	(1) 単児	190,000円 (診療時間外の場合にあっては、190,000円に100分の110(午後10時から翌日の午前6時までにあっては、100分の120)を乗じて得た額)
	(2) 帝王切開単児	170,000円
	(3) 双児以上	270,000円 (診療時間外の場合にあっては、270,000円に100分の110(午後10時から翌日の午前6時までにあっては、100分の120)を乗じて得た額)
	(4) 帝王切開双児以上	260,000円
4 産科医療補償加算料	1分娩(胎児)	公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に基づく掛金の額に相当する額
5 先天性代謝異常検査採血管理料	1件	2,800円
6 人間ドック基本料	(1) 1泊2日コース	68,200円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額
	(2) 日帰りコース	41,800円を上限として理事長が別に定める額または健康保険組合等との契約額
7 特別室利用料	1人 1日	11,000円を上限として理事長が別に定める額
8 選定療養費(特別初診料)	1件	1の(1)に該当しない場合にあっては、3,300円を上限として理事長が別に定める額
9 看護師養成所授業料	年額	200,000円
10 看護師養成所入学科	1回	50,000円
11 看護師養成所受験料	〃	10,000円
12 看護師養成所施設整備費	年額	25,000円
13 看護師養成所学生宿舎貸付料	月額	30,000円を上限として理事長が別に定める額
14 看護師養成所再試験料	1回	1,000円
15 看護師養成所再実習料	1日	1,000円

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第8 その他業務運営に関する事項

1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

各種研修会等の開催により、法人内のコンプライアンス（法令等を遵守するとともに社会規範を尊重して行動すること）の強化を図るとともに、内部統制委員会及びリスク管理委員会の活動を通じて内部統制等の評価・検証を行い適切な業務運営を行う。

また、長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例等に基づき、保有する個人情報の適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、定期的な研修会等により、職員の理解を深める。

2 施設整備及び医療機器に関する事項

地域の医療需要や費用対効果等を総合的に勘案し、中長期的な視野に立って、施設及び医療機器の整備を計画的に実施する。

また、相当の年数が経過した施設については、長寿命化を図るために必要な大規模改修を、県と連携して進める。

施設及び設備の整備に関する計画（令和2年度～6年度）

施設・設備の内容	予定額	財源
施設及び医療機器等整備	総額 9,164百万円	長野県長期借入金等

なお、施設等の整備に当たっては、県の気候非常事態宣言を踏まえ、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に取り組む。

3 中期計画における数値目標の設定

診療機能の充実や経営の安定化が図られているかを検証するため、新公立病院改革ガイドライン等に基づき、医療機能等の指標や経営指標について数値目標を設定する。

また、年度計画においても、病院機構及び各病院に適した数値目標の設定に努める。

【紹介率・逆紹介率】

病院名	平成30年度実績(%)		令和6年度目標(%)	
	紹介率	逆紹介率	紹介率	逆紹介率
信州医療センター	59.6	15.4	60.0	15.5
こころの医療センター駒ヶ根	49.0	31.0	49.0	31.0
阿南病院	20.3	13.0	21.5	13.5
木曽病院	27.0	18.1	26.9	19.0
こども病院	74.0	73.9	77.0	73.9

4 積立金の処分に関する計画

第2期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条第4項に該当する積立金があるときは、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 中期計画の見直しに関する事項

本計画は、診療報酬改定や医師の働き方改革などの動向を踏まえ、計画期間中において、必要な見直しを行う。

【用語解説】

注1) 地域医療構想

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、患者の状態に応じた質の高い医療を効果的に提供できる体制を構築するため、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとの医療需要及び将来必要と見込まれる病床数等を推計した上で、病床の機能分化・連携を図るための方策等を定めたもの

注2) 地域包括ケアシステム

- ・可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

注3) 児童・思春期、青年期

- ・2019年現在、明確な定義はされていない。そのため第3期中期計画においては、こころの医療センター一駒ヶ根における過去の診療実績により、「児童・思春期は、中学生まで」、「青年期は、高校生年代～20歳まで」とする。

注4) 成人移行期患者

- ・先天性又は小児期に発症した疾患の治療成績の向上に伴い、成人期の医療へ移行が必要となる患者。疾患の性質や重症度、重複する疾患の有無、地域性等を考慮した多職種による包括的支援が必要となっている。

注5) DMA T (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム)

- ・災害時に被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う、専門的な訓練を受けた医療チーム

注6) DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team : 災害派遣精神医療チーム)

- ・災害が発生し精神保健医療への需要が拡大した場合に、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援等を行う、専門的な訓練を受けた医療チーム

注7) 介護医療院

- ・介護保険施設で、要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供するもの

注8) シミュレーション教育

- ・医療者教育における「シミュレーション教育」とは、臨床現場・臨床場面を模擬的に再現した環境で、課題を体験し、振り返りを行うことで、知識や技能を向上させる学習方法

注9) 総合医

- ・総合医の名称については、総合診療医（厚生労働省）、病院総合医（日本病院会）、総合内科専門医（日本内科学会）等があるが、第3期中期計画においては、個別の資格に限定せず「総合的な診療能力を有する医師」として整理する。

注10) 特定行為

- ・高度かつ専門的な知識・技能を持った看護師が、医師又は歯科医師の判断を待たずに、予め医師又は歯科医師により指示内容が記載された手順書により実施できる診療の補助行為（2020年3月現在38行為）

注11) ACP (Advance Care Planning)

- ・自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組

注12) DPC (Diagnosis Procedure Combination : 診断群分類別包括評価)

- ・診療報酬の包括評価制度。診断群分類に基づく1日当たり定額報酬算定制度に使われる評価方法のこと。

令和6年度年度計画

I 令和6年度長野県立病院機構業務運営目標

令和6年度は、第3期中期計画において達成すべき課題に対して取り組むとともに、県から示される第4期中期目標に対応する第4期中期計画を策定する。

また、医師の働き方改革への対応や資金取支の不均衡など、経営を取り巻く厳しい環境の変化を見据え、更なる経営改善の取組みを進め、引き続き県民へ安全・安心で良質な医療を安定的に提供する。

II 年度計画

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 県立病院が担うべき医療等の提供

(1) 地域医療の提供

ア 地域医療

各病院は、地域の医療需要に応じた診療体制を整備するとともに、診療機能の充実を図る。

阿南病院及び木曽病院は、関係機関等と連携し在宅医療を提供する中で、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たす。

信州医療センターは、産科の常勤医師、助産師の確保と院内助産体制の整備を行い、産科医療体制の充実を図り、木曽病院は、産科医療体制を維持する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズへの対応として、訪問看護ステーション開設により、関係機関との連携を強化するとともに、在宅医療体制を確保・充実（信州・木曽）
- ・「須坂モデル」を基盤に地域との多職種連携を継続し、デイサービス型、宿泊型産後ケアに加え、訪問型産後ケアを開始し、産後ケア事業を拡充（信州）
- ・助産師の活用、院内助産体制の見直し、産科医師・小児科医師との連携を図り、地域の分娩を担う施設として産科医療体制を維持（同上）
- ・院内保育所を活用した妊婦健診時の子供の一時預かりの実施（同上）
- ・市町村と連携し対策型胃内視鏡検診・大腸内視鏡検診の啓発の実施（同上）
- ・訪問看護ステーション「こまほす」の地域クリニック及び行政機関との連携を強化し訪問を拡充（駒ヶ根）
- ・退院後の再発や再入院防止を目的とし、多職種チームで適切な治療と評価を行い、入院前から退院後までの支援を図る「包括的支援マネジメント」を拡大（同上）
- ・常勤医師の確保等による診療体制の充実（阿南）
- ・嚥下障害を有する患者に対する摂食嚥下外来の開設（同上）
- ・小児リハ等の安定的提供に向けた体制の整備（同上）

- ・患者サポートセンターを移転し、機能の拡充を図るとともに、関係機関との連携を強化（木曽）
- ・地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を推進（こども）

【在宅医療件数（訪問診療・訪問看護・訪問リハ）】 (単位：件)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	6,007	6,360
こころの医療センター駒ヶ根	2,282	2,430
阿南病院	3,632	3,568
木曽病院	4,618	5,351
こども病院	51	60

【分娩件数】 (単位：件)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	253	200
木曽病院	78	65
こども病院	312	300

【手術件数】 (単位：件)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	1,697	1,800
阿南病院	88	90
木曽病院	457	650
こども病院	1,583	1,600

【手術件数のうち全身麻酔を伴うもの】 (単位：件)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	777	800
木曽病院	221	220
こども病院	1,414	1,450

【信州医療センターの内視鏡検査件数】 (単位：件)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	6,835	8,000

【クリニカルパス使用率】 (単位：%)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	37.0	45.0

こころの医療センター駒ヶ根	一	60.0
阿南病院	6.4	10.0
木曽病院	13.4	20.0
こども病院	34.0	35.0

【2025年（令和7年）における許可病床数の予定】

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	精神
信州医療センター		243	49		28	
こころの医療センター駒ヶ根						129
阿南病院		49	16			
木曽病院		78	48	19	4	
こども病院	60	140				

【2025年の圏域における主な役割】

病院名	主な役割
信州医療センター	救急患者の初期対応や比較的症状が軽い患者に対する急性期医療を担う医療機関
こころの医療センター駒ヶ根	精神科医療の中核病院として救急・急性期医療や専門医療、地域医療を担う医療機関
阿南病院	救急患者の初期対応や比較的症状が軽い患者に対する急性期医療を担う医療機関
木曽病院	同上
こども病院	重症の救急患者への対応や手術など、高度・専門医療を中心とした急性期医療を担う医療機関

イ へき地医療

阿南病院及び木曽病院は、へき地医療拠点病院として、救急医療体制を含めた地域住民への医療提供体制を維持するとともに、関係機関等との連携のもと、無医地区への巡回診療を行う。

また、へき地診療所からの要請に基づき医師を派遣する等の支援を行う。

【令和6年度に推進する事項】

- ・ 地域の医療、保健及び福祉関係機関との連携強化による無医地区の支援の充実（阿南）
- ・ へき地診療所への代診医師の派遣及びオンライン診療の実施（同上）
- ・ 医療機器の共同利用などによる下伊那南部地区診療所との連携（同上）
- ・ 準地域医療人材拠点病院として診療所への医師の派遣（木曽）
- ・ 無医地区の医療環境確保のため、巡回診療を継続。このうち隔月でオンライン診療を実施

(同上)

【巡回診療実施体制】

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
阿南病院	25回（75人）	26回（78人）
木曽病院 うち) オンライン診療	18回（18人） —	12回（12人） 6回（6人）

(2) 高度・専門医療の提供

ア 感染症医療

各病院は、感染症（新興感染症を含む）に対する公立病院としての役割を果たすため、新興感染症の感染拡大に備えた平時からの取組を行う。また、感染防止対策を徹底し、院内感染の防止を図る。

信州医療センターは、県の感染症医療の拠点病院として、感染症に対し適切な診療を提供するほか、感染症発生時に迅速な対応ができるよう定期的に受入訓練を実施するとともに、教育機能の拡充及び医療機関、地域住民への最新情報の発信に努める。

【令和6年度に推進する事項】

- ・海外渡航者外来での海外赴任者等に対するワクチンの予防接種及び帰国後の輸入感染症への対応（信州）
- ・第一種感染症指定医療機関として一類感染症等に適切に対応するために受け入れ訓練を実施（同上）
- ・県内の感染症指定医療機関及び保健所等と連携し、感染症医療をリードするとともに、協定指定医療機関への支援、広域での収容訓練の実施、感染対策情報の随時発信（同上）
- ・第8次保健医療計画に基づき、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な専用病床整備を検討（駒ヶ根）

イ 精神医療

こころの医療センター駒ヶ根は、県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、県全体を対象とした次に掲げる医療を提供する。

- ・精神科救急医療の常時対応型病院（4地域の輪番病院での対応が困難な場合の受入れを含む。）として、24時間体制の精神科救急・急性期医療を行うとともに、m-ECT（修正型電気痙攣療法）等の先進的な専門医療を充実する。
- ・児童・思春期、青年期の精神疾患の専門医療機能を充実させる。
- ・アルコール・薬物・ギャンブル等多様な依存症の専門医療機能の強化や医療従事者等への研修の充実を図るほか、ゲーム・ネット依存症の診療体制を整備する。
- ・心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく指定入院・指定通院医療機関を運営し、同法の処遇対象者が社会

復帰するために必要な医療を行う。

【令和6年度に推進する事項】

- ・児童・思春期、青年期までの切れ目のない医療提供のため、子どものこころ総合医療センター（専門病棟新設）、次世代型デイケアの開設に向けた基本設計の策定
- ・レカネマブ（アルツハイマー病の進行を抑制する薬）による治療開始に向けて、関係医療機関との連携協議及び院内体制の整備
- ・摂食障害治療の充実を図るため FBT※を取り入れた治療の標準化を検討
※FBT (Family Based Treatment)：患者と家族、医療チームが協働して行う構造化された治療
- ・救急・急性期病棟（B1病棟）の個室化改修工事による病床利用率の向上
- ・急性期治療病棟（A2病棟）の閉鎖病棟への転換に伴う社会的ニーズへの対応と病床の効率的な運営
- ・インターネット・ゲーム依存症の入院・外来治療について、プログラム等の内容を充実・強化
- ・訪問看護ステーション「こまほす」の地域クリニック及び行政機関との連携を強化し訪問を拡充（再掲）
- ・m-ECT（修正型電気痙攣療法）及びrTMS（反復経頭蓋磁気刺激療法）を安全に実施するため、受入れ体制の維持と広報強化により実施件数を拡大

ウ 高度小児医療、周産期医療

こども病院は、県における高度小児医療・総合周産期医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。

- ・高度小児医療の中核病院として診療機能を強化させるとともに、全県的立場で小児重症患者の医療体制を充実する。
- ・小児在宅医療の支援体制の充実のほか、信州大学医学部附属病院等と連携した成人移行期患者に対する継続的な医療の充実に取り組む。
- ・県の総合周産期母子医療センターとして、県内産科医療機関との連携を図りながら胎児診療を含む周産期医療の維持・向上に努める。

【令和6年度に推進する事項】

- ・病棟再編によるベッド運用効率化及び重症患者受入機能の強化（NICU、PICU）
- ・評価入院、医療的ケア児の受入体制の強化
- ・移行期医療支援体制の強化
- ・Family Centered Care（ファミリーセンタードケア）※の展開
※Family Centered Care：患者、家族、医療スタッフ全員で築いていく医療
- ・ネウボラセンター開設に向けた体制整備
※ネウボラ：保健師・助産師による産前から出産、子育てへの切れ目ない家族支援を指す。
- ・オプショナル新生児スクリーニング検査事業の推進（原発性免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症）

と早期治療の体制を継続

- ・国の調査研究「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」への参加に向けた長野県との調整及び準備
- ・こころとからだの診療体制と患者・家族への支援の充実
- ・内分泌代謝科の小児の糖尿病や甲状腺疾患等の専門診療体制の充実
- ・重症心身障害児の側弯症手術の継続
- ・S D R（選択的後根切離術）※手術の継続（令和6年1月開始）
※S D R：脳性麻痺患者に対する痙攣治療
- ・海外渡航ワクチン外来の継続
- ・難病診療分野別拠点病院として小児期の難病医療提供体制を強化
- ・長野県立総合リハビリテーションセンターとの医療連携体制の継続（高次脳機能障害フォローアップ体制）

エ がん医療

各病院（こころの医療センター駒ヶ根・阿南病院を除く。）は、質の高いがん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療機能の向上に努める。

信州医療センターは、内視鏡センターの充実強化を図り、木曽病院は、地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努める。

こども病院は、小児がん診療機能の向上を図るとともに、小児がん連携病院として、小児がん拠点病院と連携して診療体制の整備に努める。

【令和6年度に推進する事項】

- ・ピロリ菌専門外来の利用促進と検査の積極的な広報（信州）
- ・がん相談支援センター「がんサロンほほえみ」へのオンライン参加を開始（木曽）
- ・緩和ケア研修会の開催（同上）
- ・がん相談支援センターのがん専門相談員によるオンラインがん相談の開設（同上）
- ・ピアソーター活動支援を継続（同上）
- ・小児がん連携病院として、院内の小児がんセンターを中心に小児がん診療体制及び県内医療機関との連携を強化（こども）
- ・放射線治療装置（リニアック）を活用し、信州大学医学部附属病院と連携して全県的な小児がん治療体制の充実を図るとともに、地域医療支援病院として地域医療機関からの紹介による成人がん患者を対象とした放射線治療を拡充（同上）
- ・がん患者への適正な生殖医療の提供や就学・就労支援の実施（同上）

(3) 災害医療等の提供

長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすため、木曽病院は災害拠点病院及びD M A T（災害派遣医療チーム）指定病院として、こころの医療センター駒ヶ根はD P A T（災害派遣精神医療チーム）先遣隊登録病院として、適時適切な医療活動を行う。

他の県立病院においては、関係機関からの要請に応じた職員の派遣や患者の受け入れ等、適切に対応する。

各病院は、災害発生時において必要な医療を確実に提供するため、電子カルテデータのバックアップのほか、災害時における医療提供体制を整備する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・D P A T 先遣隊隊員の養成及び派遣に要する装備・資機材の再整備（駒ヶ根）
- ・災害時におけるD M A T（木曽）・D P A T（駒ヶ根）等による適時適切な医療活動

(4) 認知症の専門医療の提供

こころの医療センター駒ヶ根及び木曽病院は、認知症疾患医療センターにおいて、地元市町村、関係機関等と連携し、認知症に関する専門医療・専門相談を提供する。

阿南病院は、認知症に対する医療需要へ対応するため、診療及び患者や家族の相談・支援体制を充実する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・レカネマブ（アルツハイマー病の進行を抑制する薬）による治療開始に向けて、関係医療機関との連携協議及び院内体制の整備（再掲）（駒ヶ根）
- ・認知症疾患医療センターとして認知症カフェの開催により診断後等支援機能を充実（同上）
- ・院内デイサービスを継続し入院生活の質の向上に寄与（阿南）
- ・認知症の相談・支援に携わる職員の育成（同上）
- ・認知症疾患医療センター（連携型）として、認知症医療を充実（木曽）
- ・認知症認定看護師の養成（同上）
- ・地域保健医療・介護関係者等への研修を目的として、他の認知症疾患医療センターと連携し、認知症フォーラムを開催（同上）
- ・物忘れ専門外来の開設（同上）

(5) 介護サービスの提供

阿南介護老人保健施設、木曽介護老人保健施設は、在宅復帰に重点を置いたサービスを提供する。

阿南病院は、訪問看護ステーションの運営を行い在宅医療・介護サービスを提供する。

木曽病院は、介護医療院の運営を行い介護ニーズに適切に対応する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズへの対応として、訪問看護ステーション開設により、関係機関との連携を強化するとともに、在宅医療体制を確保・充実（再掲）（信州・木曽）
- ・利用者及び家族の介護ニーズに対応した訪問看護ステーションの安定的な運営（阿南）
- ・地域及び利用者家族のニーズに応えることで、利用者を確保し介護老人保健施設の経営を安

定化（阿南・木曽）

- ・介護報酬改定に対応し、超強化型算定継続による経営の安定化（同上）

2 地域連携の推進

(1) 地域医療構想への対応

各病院（こころの医療センター駒ヶ根及びこども病院を除く。）は、地域医療構想を踏まえ、地域医療構想調整会議における議論を通じて、地域における医療連携体制の強化について検討し、県立病院としての役割・使命を果たす。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

各病院は、地域の実情に応じた医療・介護ニーズに適切に対応するため、関係機関等と連携し、在宅医療に積極的に取り組むとともに、地域における各病院の立ち位置に応じて地域包括ケアシステムにおける役割を果たす。

こころの医療センター駒ヶ根は、精神障がい者の地域生活を支援する体制を強化し、こども病院は、小児の訪問診療を充実する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズへの対応として、訪問看護ステーション開設による在宅医療体制の確保・充実（再掲）（信州）
- ・訪問看護での特定行為看護師の活用（同上）
- ・リソースナース（認定看護師、特定行為研修修了看護師等）の介護施設等への院外研修による、積極的な地域支援の実施（同上）
- ・入退院支援室に新たに看護師長を配置し、入退院支援を強化（同上）
- ・訪問看護ステーション「こまほす」の地域クリニック及び行政機関との連携を強化し訪問を拡充（再掲）（駒ヶ根）
- ・退院後の再発や再入院防止を目的とし、多職種チームで適切な治療と評価を行い、入院前から退院後までの支援を図る「包括的支援マネジメント」を拡大（再掲）（同上）
- ・リソースナース（認定看護師、特定行為研修修了看護師等）の介護施設への派遣や訪問看護への従事など、高い専門性を活かした積極的な地域支援を実施（阿南）
- ・退院前後訪問の計画立案及び実施（同上）
- ・施設訪問、病院地域連携会議を実施して関係機関との連携を強化（木曽）
- ・入退院支援に関する研修会を実施し、入退院支援スタッフの育成を推進（同上）
- ・訪問看護における特定行為看護師の活用と、院外研修等に対する認定看護師の支援（同上）
- ・老朽化が進む病院の将来的な建替に向けて、院内の病院建替検討委員会及びWGを中心に必要な機能等を検討（こども）
- ・患者、家族、地域から求められる病院機能の多様化へ対応するためのニーズ調査を実施（座談会の開催含む）（同上）

- ・訪問診療センター・訪問ケア科による小児の訪問診療を充実（同上）

【紹介率及び逆紹介率】

(単位：%)

病院名	令和4年度実績		令和6年度目標	
	紹介率	逆紹介率	紹介率	逆紹介率
信州医療センター	24.5	26.7	30.0	32.0
こころの医療センター駒ヶ根	38.5	38.2	48.1	44.0
阿南病院	26.2	21.7	22.0	20.0
木曽病院	17.0	31.3	16.0	24.0
こども病院	74.6	84.4	75.0	90.0

(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進

各病院は、市町村、保健福祉事務所、児童相談所等の関係機関やNPO等と連携し、児童虐待への対応や発達障がい児、医療的ケア児への支援等に取り組む。

また、市町村等が行う健康増進施策と連携した疾病予防及び母子保健、地域のニーズに応じた健康寿命の延伸に資する取組や地域の福祉関係機関等が行う退院後の支援等に対し、積極的に協力する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・市町村や地域の福祉関係機関と連携、協力し、退院後安心した生活が送れるよう在家療養への移行を実施（信州）
- ・須高地域、長野地域等の医療機関及び福祉施設等を対象に地域医療連携交流会を開催し、地域医療連携の一層の推進を図るとともに当院の診療体制の特徴や強みを発信（同上）
- ・近隣市町村の健康増進事業へ継続して医師を派遣し、県民のメンタルヘルス相談に対応（駒ヶ根）
- ・諒訪及び飯田児童相談所への継続的な医師派遣により、緊密な連携を推進（同上）
- ・地域における保健、医療、福祉を一体的に推進するため、地域・在宅・施設と対象を区分した「地域医療福祉連携会議」を定期的に開催し、地域の関係機関と協働できる体制を構築（阿南）
- ・市町村保健師、児童相談所等関係機関と連携を図り、周産期母子保健・児童虐待・発達障がい児への対応を実施（木曽）
- ・木曽保健福祉事務所と共に発達障がい支援者向けの研修会の開催（同上）
- ・市町村保健師、精神科専門医療機関と連携を図り、自殺未遂者等へ再自殺企図防止支援を検討。また、木曽保健福祉事務所との共催で、再自殺企図防止の啓発活動に取り組む（同上）
- ・信州母子保健推進センターとの連携による保健師、助産師の研修を実施（こども）

3 医療従事者の養成と専門性の向上

(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成

各病院は、特色を活かした臨床研修プログラムやシミュレーション教育を充実させ、研修指導体制を強化するとともに、積極的な広報活動と県立病院間の指導医連携を推進し、医学生、初期臨床研修医及び専攻医の受入れと育成を行う。

信州医療センターは、信州大学医学部寄附講座と連携し、総合内科専門医の養成に取り組み、こころの医療センター駒ヶ根は、児童精神科医の育成に努める。

本部研修センターは、信州医師確保総合支援センター分室として、県との連携を強化し、医療職を目指す地域の中高生、医学生や医師を対象とした研修を充実する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・信州大学医学部との寄附講座の事業検証（信州）
- ・新専門医制度に対応したプログラムにより総合診療医の養成と定着を支援（同上）
- ・児童精神科医の募集を強化し、専攻医を主とする精神科医師を確保するため、医師募集サイトを充実（駒ヶ根）
- ・子どものこころ専門医研修施設群による小児科及び精神科双方を基盤領域とする子どものこころ専門医を養成（同上）
- ・初期研修医制度の精神科必須化により、増加する初期研修医の受入れ対応（同上）
- ・医学生を対象とした一泊二日病院見学会の開催（木曽）
- ・緩和ケア研修会の開催（再掲）（同上）
- ・信州大学との連携大学院教育等により職員の研究活動を推進し、専門性の高い医師等を養成（駒ヶ根・子ども）
- ・海外の大学病院、小児病院等との医療専門者の交流と医学教育セミナー及び共同研究プロジェクトの推進により、次世代小児医療を担う医療人材を育成（子ども）
- ・専攻医採用に向けたオンライン病院見学会等の実施、専攻医教育の充実（同上）
- ・医学生や初期臨床研修医等を対象としたシミュレーション教育の充実（研修セ）
- ・医師確保推進のための医学生対象長野県立5病院Jointセミナーの開催（同上）

(2) 機構職員の養成

病院機構は、全職員を対象とした研修体系の評価と見直しを継続的に行い、研修の充実を図ることにより、職員の知識、技術、資質の向上を図る。

また、医師、看護師、医療技術職員等の認定資格の取得を推進する。

信州医療センターは、機構本部と連携し、指定研修機関として特定行為ができる看護師の養成を進める。

【令和6年度に推進する事項】

- ・看護師、薬剤師を中心とした病院間の交流研修を推進（本部）
- ・医師の負担軽減及びタスクシフトの観点から、他医療機関の看護師を積極的に受け入れし

- 看護師特定行為研修指定研修機関として特定行為ができる看護師の養成を推進（信州）
- ・精神科認定看護師（看護管理者）の養成（駒ヶ根）
 - ・地域における医療職人材の育成を視野に、高校生を対象とした医療体験事業の継続（木曽）
 - ・将来の職場選択の契機づくりとして、夏季休暇中など医療系学校の長期休暇中に「サポートスタッフ」として雇用機会を提供する事業の継続（同上）
 - ・シミュレーション教育指導者委員会による指導者連携と教育の充実（研修セ）
 - ・シミュレーション教育への医療技術部門等の参加者拡大（同上）
 - ・全職員を対象とした研修の充実（同上）
 - ・新規採用職員等の体験研修の充実（同上）
 - ・事務職について、業務の専門性（診療報酬算定・調達業務等）を見据えた人事・研修体制の検討（本部・研修セ）

（3）県内医療技術者の技術水準の向上への貢献

本部研修センターは、外部の医療機関等と連携し、シミュレーション教育を活かした研修会、講師派遣等を実施するとともに、同センター木曽分室・こども分室における研修の更なる充実を図り、県内医療従事者の技術水準の向上に向けて取り組む。

各病院は、医療従事者の育成に資するため、医療関係職種の各養成所からの要請に基づき職員を講師として派遣するとともに、学生の実習受入れ等を積極的に行う。

【令和6年度に推進する事項】

- ・県内の医療従事者を対象とした感染症センター（信州）、精神科研修・研究センター（駒ヶ根）、小児・周産期薬物療法（こども）等における研修の実施
- ・機構外の看護師を対象とした特定行為研修の推進（信州）
- ・地域における薬剤師業務の質の向上を目的に、機構外の薬剤師を対象とした「在宅TPN調製※に関する研修」の推進（同上）

※在宅TPN調製：在宅でTPN（中心静脈栄養法）を受ける患者用に無菌調製すること。

- ・看護師の資質向上のため、資格取得や学会等への参加などを奨励、支援（阿南）
- ・飯伊地区包括医療協議会主催による医療職体験会への参加（同上）
- ・リソースナース会の活動の院内外への情報発信による技術・水準の向上（同上）
- ・長野県医療従事者シミュレーション教育指導者研究会の発表会の充実（研修セ）
- ・機構外の医療機関等も対象としたシミュレーション研修の実施（同上）
- ・機構外の医療機関等も含むシミュレータの利用促進（同上）

（4）信州木曽看護専門学校の運営

信州木曽看護専門学校は、看護基礎教育の質を確保し、県立病院の持つ医療資源を活かして、地域医療、高度・専門医療等に幅広く対応しうる看護人材を、安定的かつ継続的に育成する。

また、看護教員の確保及び資質向上のため、教員の教務主任養成講習会への派遣、放送大

学等の受講を推進する。

【令和 6 年度に推進する事項】

- ・令和 6 年度全学年に適用となる改正カリキュラムによる学校運営を着実に実施
- ・教務主任養成講習会に職員を派遣し、指導体制を充実
- ・学生の安定的確保に向け、様々な形での取り組みを展開（在校生による出身校訪問、公共施設等へのパンフレット設置依頼等）

4 医療の質の向上に関するここと

(1) より安全で信頼できる医療の提供

各病院は、連携して医療安全対策を推進し、医療安全の標準化と質の向上に努める。

また、院内感染防止のため、県立病院間で情報の共有化を図りながら、発生予防と拡大防止対策を推進する。

【令和 6 年度に推進する事項】

- ・医療安全相互点検の実施及び医療安全管理研修会の開催（本部）

(2) 医療等サービスの一層の向上

各病院は、患者満足度調査により患者及び家族の要望・要求を把握・分析した上で、よりよい患者サービスの提供に努める。

また、患者の病院選択に資する臨床評価指標及び医療の質の評価指標の提供や、 A C P（アドバンス・ケア・プランニング）の実践に向けた検討等、患者サービスの一層の向上に努める。

【令和 6 年度に推進する事項】

- ・病院独自の「内部監査チーム」活動による医療の質を維持・継続（駒ヶ根）
- ・本格導入した包括的支援マネジメントを中心としたケアプロセスの実施（同上）
- ・A C P（アドバンス・ケア・プランニング）に基づくりビングウィル（事前指示書）について、ポスターの院内掲示及びパンフレットの設置（木曽）
- ・A C Pに関する院内スタッフ向けのアンケート調査の実施結果を分析し、さらなる普及活動を推進する（同上）
- ・患者サポートセンターの移転改築に合わせて、患者の入院から退院まで、院内外での多職種連携支援の推進（同上）
- ・訪問看護ステーションを開設し、機能の拡充と関係機関との連携を強化する（再掲）（同上）
- ・ボランティアの必要人数確保と対応分野の拡充（同上）
- ・患児の適性に配慮した就学、就労サポートを推進（こども）
- ・患者の入院前から退院後までを多職種連携で支援する「患者サポートセンター」の取組を推進（業務範囲拡大と入退院支援加算等の増加）（同上）

(3) 先端技術の活用

各病院は、訪問診療等における遠隔診療の実施や、電子カルテの相互参照機能等を用いての医療従事者間の情報共有等、医療分野における先端技術の活用により、医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能の充実を図り医療・介護サービスを提供する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・AI 読影システム活用による見落とし防止等の医療安全対策の強化及び医師の業務負担軽減（信州）
- ・「人工関節・下肢関節機能再建センター」を開設し、高度で複雑化した整形外科関節疾患の治療を安全かつ正確に実施（同上）
- ・病院と診療所を結ぶオンライン診療の継続及び発熱外来におけるオンライン問診の活用（阿南）
- ・患者の受診機会増を目的に地域と連携したオンライン診療の実施（木曽）
- ・電子処方箋発行率の向上（同上）
- ・RPAを活用した業務の効率化（同上）
- ・オンライン診療及びオンライン産前指導の推進（こども）
- ・AI業務支援ツール、RPAを用いたDX化の推進による業務効率化（同上）

(4) 信州大学等との連携

こころの医療センター駒ヶ根及びこども病院は、信州大学との連携大学院教育等により、職員の研究活動を推進し専門性の高い医師等の養成を行う。

また信州医療センターは、信州大学との寄附講座により総合内科専門医の養成を行う。

【令和6年度に推進する事項】

- ・信州大学医学部との寄附講座の事業検証（信州）
- ・「子どもの心の診療ネットワーク事業」による児童精神科医の育成（駒ヶ根、こども）
- ・連携大学院教育による勤務医の博士号の取得及び職員の研究活動の促進（駒ヶ根、こども）

(5) 医療に関する研究及び調査の推進

病院機構は、臨床研究を推進して研究機能を向上させ、医療技術・医療水準の向上に努める。

また、病院機構が行っている取組や研究の成果を、テレビや新聞、ホームページ、公開講座等を通じて広報する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・競争的資金と科研費を活用した研究の促進と最先端医療に対応できる人材の育成（こども）
- ・医療技術、医療水準の向上に資する「長野県立こども病院医学雑誌」の発行（同上）

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 業務運営体制の強化

病院機構は、令和5年度本格導入した人事評価制度の円滑な運用と行うとともに、医療環境の変化に柔軟に対応し、医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進める等、的確な組織・人事運営を図る。

また、職員満足度調査等を活用し、職員が意欲を持って働くことのできる職場環境の整備に努めるとともに、病院運営に一体的に取り組むため、経営状況や経営改善の取組について情報共有に努める。

【令和6年度に推進する事項】

- ・経営改善のための病院管理会計ツールを用いた経営分析の推進（本部）
- ・年度計画と人事評価制度を絡めたアーバン経営の推進による業務・経営改善の実現（木曽）
- ・診療実績、経営指標の分析業務の効率化と院内周知の仕組みを構築（こども）
- ・院内における資金収支及び予算管理体制の整備と運用見直し（同上）

2 働き方改革への対応

病院機構は、医師の健康確保と地域医療の確保の両立を図りながら、医師の労働時間短縮に向けた取組（ＩＣＴの活用、タスク・シフト／シェア、交代制勤務の導入など）を推進するとともに、職員全体の総労働時間の短縮や年次休暇の取得推進等、適正な労務環境の整備に努める。

【令和6年度に推進する事項】

- ・医師の働き方改革への対応として、B水準を適用するとともに、医師労働時間短縮検討チームにより労働時間短縮を推進（信州）
- ・特定行為研修の区分及び内容を必要に応じ充実させ、研修修了後の人材を活用（同上）
- ・救急外来看護師による外傷に対する放射線検査プロトコール、胸痛のある患者に対するプロトコールの実施を進め、医師の負担軽減を推進（同上）
- ・入退院支援室に看護師長を配置し、入退院支援を強化（同上）
- ・看護業務の見直しによる看護補助者との協働を推進（同上）
- ・臨床検査技師等に関する法律の一部改正による、新たな業務範囲の追加に対応するため、厚生労働大臣の指定する講習会の受講推進（同上）
- ・医師から薬剤師へのタスク・シフト／シェア推進、他職種との協働による新たな薬剤師業務の展開及び、薬剤師外来（仮称）の設置に向けた検討（同上）
- ・オンライン問診等デジタル技術を活用した医師・看護師の負担軽減の推進（阿南）
- ・労働時間の把握・分析及び衛生委員会による院内への周知活動（同上）
- ・多様な業務に対応するため、所定労働時間帯の柔軟な運用による時差勤務の推進（木曽）
- ・医師の拘束体制の見直しを検討（同上）
- ・クリニカルパス委員会によるパスの一層の推進（同上）

- ・医療技術職によるタスク・シフトの推進（同上）
- ・医師労働時間短縮計画の推進及び労務管理体制の整備（こども）
- ・勤務医の正確な労働時間の管理のため医師専用の勤怠管理システムを導入（同上）
- ・他職種へのタスク・シフトを推進（同上）

3 職員の勤務環境の向上

病院機構は、業務の見直しや効率化の取組等により労働時間の適正な管理や有給休暇の取得促進を図るほか、仕事と生活の両立に向けた働き方への支援や職員相談体制の強化等により、職員が生活との調和を図りながら、やりがいや充実感をもって働くことのできる職場環境の整備を推進する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・デジタル技術最適化のための内部事務系ネットワーク等更新計画の作成（本部）
- ・本部事務局と連携した「職員の相談窓口」の継続により、職員の心のケアの機会を確保（こども）

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 経常黒字の維持

病院機構は、経営基盤の確立を目指し更なる経営健全化に努める。

また、今後必要となる設備投資を考慮し、適切な資金計画を策定する。

【経常収支比率】

(単位：%)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
病院機構全体	101.8	100.0

【医業収支比率】

(税抜、単位：%)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	79.7	88.2
こころの医療センター駒ヶ根	62.9	69.0
阿南病院	57.3	51.1
木曽病院	73.8	79.1
こども病院	75.2	82.5

※医業収支比率 = (入院収益 + 外来収益 + その他医業収益) / 医業費用

(1)予算

(単位：百万円)

区分	金額(税込)
収入	
営業収益	25,844
医業収益	19,778
介護老人保健施設収益	405
看護師養成所収益	18
運営費負担金収益	5,351
その他の営業収益	292
営業外収益	320
運営費負担金収益	159
その他の営業外収益	161
資本収入	733
長期借入金	665
その他の資本収入	68
その他の収入	0
計	26,897
支出	
営業費用	23,773
医業費用	22,773
給与費	13,813
材料費	4,749
経費等	4,129
研究研修費	82
介護老人保健施設費用	438
看護師養成所費用	193
一般管理費	370
営業外費用	214
資本支出	3,297
建設改良費	768
償還金	2,525
長期貸付金	5
その他の支出	0
計	27,284

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

【一般会計負担の考え方】

救急医療などの行政的経費及び高度医療などの不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算定された額。

建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成とする。

【人件費の見積り】

総額14,524百万円を支出する。

当該金額は、役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

(2) 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額(税抜)
経常的収益	26,260
営業収益	25,950
医業収益	19,719
介護老人保健施設収益	349
看護師養成所収益	17
運営費負担金収益	5,351
資産見返負債戻入	228
その他営業収益	285
営業外収益	310
運営費負担金収益	159
その他営業外収益	151
経常的費用	26,216
営業費用	25,287
医業費用	24,219
給与費	14,005
材料費	4,318
経費等	3,727
減価償却費	2,094
研究研修費	74
介護老人保健施設費用	475
看護師養成所費用	199
一般管理費	394
営業外費用	929
予備費	0
経常利益	44
臨時利益	0
臨時損失	0
純利益	44

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(3)資金計画

(単位：百万円)

区分	金額(税込)
資金収入	24,244
業務活動による収入	26,164
診療業務による収入	19,778
介護老人保健施設業務による収入	405
看護師養成所業務による収入	18
運営費負担金による収入	5,510
その他の業務活動による収入	454
投資活動による収入	68
その他の投資活動による収入	68
財務活動による収入	665
長期借入れによる収入	665
前事業年度からの繰越金	△2,654
資金支出	24,244
業務活動による支出	23,986
給与費支出	14,524
材料費支出	4,783
その他の業務活動による支出	4,680
投資活動による支出	773
有形固定資産の取得による支出	768
その他の投資活動による支出	5
財務活動による支出	2,525
長期借入金の返済による支出	1,062
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,463
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	△3,040

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

2 経営基盤の強化

(1) 収益の確保

各病院は、様々な診療報酬加算や施設基準の取得のほかDPC係数向上の検討等、診療報酬改定に的確かつ迅速に対応し、収益を確保する。

また、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止及び早期回収を行う。

【令和6年度に推進する事項】

- ・収益改善の観点から訪問看護ステーションを開設（再掲）（信州・木曽）
- ・DPC入院期間Ⅱ以内の退院率向上（信州）
- ・多職種との連携による新たな加算の取得に向けた検討（同上）

- ・地域医療連携交流会開催による紹介率の向上（同上）
- ・健診部門受診者を積極的に受け入れ、受診者増を図る（同上）
- ・総合治療病棟（B2 病棟）の精神病棟入院基本料の算定区分の変更に向けた院内体制等の整備（駒ヶ根）
- ・医師事務作業補助体制加算算定の検討（同上）
- ・救急・急性期病棟（B1 病棟）の個室化工事による病床利用率の向上（再掲）（同上）
- ・急性期治療病棟（A2 病棟）の閉鎖病棟への転換に伴う社会的ニーズへの対応と病床の効率的な運営（再掲）（同上）
- ・入院患者動向を踏まえた許可病床数削減（85 床⇒65 床）（阿南）
- ・DPC 登録に関する院内での検討の継続（同上）
- ・過去 5 年間の入院患者動向を踏まえた、病床数の見直し（木曽）
- ・木曽地域公共交通計画をサポートすることで、患者通院手段を確保（同上）
- ・オンライン診療等、医療DXを積極的に導入、受診方法の選択肢を増やすことで収入の確保（同上）
- ・診療報酬改定に対応した新たな病棟編成を行うとともに、収益力改善の取組を行う（同上）
- ・他の医療圏に流出割合が多い若年層に向けた新たな広報の推進による患者の掘り起こし（同上）
- ・病棟再編によるベッド運用効率化及び重症患者受入機能の強化（NICU、PICU）（再掲）（こども）
- ・評価入院、医療的ケア児の受入体制の強化（同上）
- ・経営企画室会議プロジェクトの推進（空き手術枠の利用促進、MRI 検査等の休日予定検査の実施等）（同上）
- ・経営改善の観点から薬剤に係るレセプトチェック強化、医薬品適正使用を推進（同上）
- ・多職種連携やチーム医療体制の強化による各種加算取得を推進（同上）
- ・JACHRI（日本小児総合医療施設協議会）診療情報分析連絡会での情報交換による DPC 請求における精度の向上（同上）
- ・経営コンサルタントを活用した、各病院の収支構造の分析、収支改善策の検討、適正な投資水準等の検討を実施（本部・各病院）

【延患者数】

（単位：人）

病院名	令和 4 年度実績		令和 6 年度目標	
	入院	外来	入院	外来
信州医療センター	72,158	128,931	73,492	121,746
こころの医療センター駒ヶ根	34,725	39,117	38,287	39,355
阿南病院	14,826	48,529	13,808	42,261
木曽病院	40,126	117,978	46,439	122,839
こども病院	46,556	67,842	51,523	71,416

※外来の患者数には公衆衛生活動を含む

【新患者数】

(単位：人)

病院名	令和4年度実績		令和6年度目標	
	入院	外来	入院	外来
信州医療センター	4,358	25,234	4,390	21,666
こころの医療センター駒ヶ根	504	1,486	504	1,154
阿南病院	800	3,579	740	3,295
木曽病院	1,907	6,265	2,064	6,248
こども病院	3,749	3,989	4,149	4,199

【1人1日当たり診療単価】

(税抜、単位：円)

病院名	令和4年度実績		令和6年度目標	
	入院	外来	入院	外来
信州医療センター	53,400	16,180	61,807	19,500
こころの医療センター駒ヶ根	29,137	7,297	30,215	7,409
阿南病院	34,507	10,263	34,086	9,750
木曽病院	38,244	11,235	39,413	11,164
こども病院	111,954	12,116	117,323	12,847

【平均在院日数】

(単位：日)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	15.6	14.0
こころの医療センター駒ヶ根	68.3	70.0
阿南病院	16.3	17.0
木曽病院	15.8	19.5
こども病院	12.7	11.6

【病床利用率】

(単位：%)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	69.8	75.0
こころの医療センター駒ヶ根	72.7	80.2
阿南病院	54.9	55.1
木曽病院	60.3	80.5
こども病院	66.3	79.6

(注1) 信州医療センターは、運用病床（平成30年12月から215床）での利用率

※地域包括ケア病床（平成31年1月から49床）、結核病床（24床）及び感染症病床（4床）は除く

(注2) こころの医療センター駒ヶ根は、許可病床129床での利用率

- (注3) 阿南病院は、平成25年6月から許可病床85床、平成31年1月から運用病床77床、令和2年4月から運用病床70床、令和6年4月から許可病床65床での利用率
- (注4) 木曽病院は、運用病床（令和2年3月から151床、令和4年6月から149床、令和6年4月から138床）での利用率
- (注5) こども病院は、運用病床（平成25年10月から180床、令和5年2月から163床）での利用率

(2) 費用の抑制

病院機構は、診療材料や医薬品等の適切な管理により、コスト削減に努めるとともに、経営状況の分析を随時行い、費用対効果を意識した業務改善に積極的に取り組む。

【令和6年度に推進する事項】

- ・診療材料の調達支援・共同購入を活用した、価格交渉等による診療材料費の削減（信州・こども・本部）
- ・薬局SPD（物品管理業務委託）の活用による医薬品の適切な管理によるコストの削減及び薬剤師の業務負担軽減（信州）
- ・非常勤職員の削減、超過勤務手当の縮減（駒ヶ根）
- ・SPDシステムを活用し、適正在庫管理と経費削減を図る（木曽）
- ・委託業務について、委託内容と費用の見直しを図る（同上）
- ・科学研究費補助金や競争的資金の間接経費など外部資金を活用した費用の縮減（こども）
- ・委託業務の仕様変更、委託範囲の見直し等による委託経費の削減（同上）
- ・病院と機構本部が連携した卸業者又はメーカーとの価格交渉の実施等による医薬品費の削減（本部）
- ・医薬品卸評価制度の本施行（同上）

【医療材料費／医業収益比率】(税抜、単位：%)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	33.9	30.4
こころの医療センター駒ヶ根	5.3	5.5
阿南病院	15.3	15.1
木曽病院	21.4	21.0
こども病院	21.0	20.1

【ジェネリック医薬品使用割合（院内）】(単位：%)

病院名	令和4年度実績	令和6年度目標
信州医療センター	91.1	90.0
こころの医療センター駒ヶ根	97.3	95.0

阿南病院	87.3	86.0
木曽病院	89.7	90.0
こども病院	92.5	90.0

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

第6 剰余金の使途

病院機構は、決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第7 その他業務運営に関する事項

1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

病院機構は、各種研修会等の開催により、法人内のコンプライアンス（法令等を遵守とともに社会規範を尊重して行動すること）の強化を図るとともに、内部統制委員会及びリスク管理委員会の活動を通じてリスク等の特定と評価及び対応を行い適切な業務運営を図る。

また、個人情報保護法や長野県情報公開条例等に基づき、保有する個人情報の適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、定期的な研修等により、職員の理解を深める。

【令和6年度に推進する事項】

- ・ランサムウェア等のサイバー攻撃への対策の推進（各病院・本部）
- ・令和7年度更新予定の電子カルテ仕様書においてサイバーセキュリティの残る課題に対応（駒ヶ根）
- ・木曽病院医療情報システム運用管理規程等を遵守した運用及びリスク対策状況表による職員のセキュリティ意識の醸成を継続（木曽）

2 施設整備及び医療機器に関する事項

病院機構は、地域の医療需要や費用対効果等を総合的に勘案し、中長期的な視野に立って、施設及び医療機器の整備を計画的に実施する。

また、相当の年数が経過した施設については、長寿命化を図るために必要な大規模改修等について、具体的な検討を県と連携して進める。

【施設及び設備の整備に関する計画】

施設・設備の内容	予定額	財源
施設及び医療機器等整備	総額 768 百万円	長野県長期借入金等

施設等の整備に当たっては、県の気候非常事態宣言を踏まえ、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に取り組む。

【令和6年度に推進する事項】

- ・建物・設備の最適化管理のための修繕計画の作成（本部）
- ・子どものこころ総合医療センターの実施設計、温冷配膳車の資本的予算の執行中止（駒ヶ根）
- ・自病院に係る施設設備及び医療機器マスターPLAN策定を開始（こども）
- ・医療機器・備品等における資本的予算の執行を原則として翌年度以降に延伸し投資額を抑制（同上）

3 マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）の利用促進のための取組

各病院は、マイナンバーカードの健康保険証利用の利用促進のため、ポスターの掲示の他、病院ごとに取組を継続して実施する。

【令和6年度に推進する事項】

- ・患者の目につきやすいよう受付機器周辺にポスター等の掲示、デジタルサイネージ、広報誌による周知を実施（信州）
- ・ポスター掲示や広報誌による患者への働きかけを実施（阿南）
- ・電子カルテへの掲載及びメール等による職員への情報共有、わかりやすい掲示、マイナ保険証受付端末の複数設置による患者への働きかけを実施（木曽）
- ・院内への通知文配布による職員への情報共有を実施（こども）

第8 その他中期計画補足事項

1 地域包括ケアシステムにおいて果たすべき役割・機能

- ・一般急性期医療を主軸に回復機能も保有し、総合的な医療を提供（信州）
- ・急性期機能を維持。急性期経過後に入院医療を要する患者の受け入れも行う（阿南）
- ・急性期機能を維持しつつ、回復期・慢性期・在宅医療の機能を充実（木曽）
- ・長野県唯一のこども専門の病院として、一般の医療機関では対応困難な高度小児医療の中核的な病院、県の総合周産期母子医療センターとしての機能を担う（こども）

2 病院の役割・機能を見直す場合に必要となる住民の理解のための取組

- ・県、市町村、須高地域関係機関の委員で組織される運営協議会を開催し、当院の診療・経営状況について説明（信州）
- ・病院の運営方針や事業計画について、地域の代表者や病院利用者等から意見を聞く病院運営協議会や、相互理解を深めるため地元地区との懇談会を開催（駒ヶ根）
- ・病院運営についての理解を深めてもらうため、地域の代表者を構成員とする「病院運営懇談会」を開催（阿南）
- ・地域の代表者で組織される病院運営協議会やモニター会議の場で、当院の経営状況や事業計画について説明（木曽）
- ・今後、必要とされる病院の役割と機能について、自治体や地域住民と共に検討する場を立ち上げる（同上）
- ・病院運営協議会を開催し、病院運営方針及び年度計画の説明、経営状況及び業務実績の報告、地域医療支援病院に係る業務報告を実施（協議会は、県、市町村、信州大学、医療関係団体、子ども病院利用者、病院ボランティア、地元地区及び県関係機関の委員で組織）（こども）

3 医師・看護師等の確保のための取組

- ・医師確保のため、大学医局に対する派遣要請やドクターバンクの活用（信州）
- ・児童精神科医の募集を強化し、専攻医を主とする精神科医師を確保するため、医師募集サイトを充実（再掲）（駒ヶ根）
- ・オンライン問診等デジタル技術を活用した医師・看護師の負担軽減の推進（再掲）（阿南）
- ・労働時間の把握・分析及び衛生委員会による院内への周知活動（再掲）（同上）
- ・地域における医療職人材の育成を視野に、高校生を対象とした医療体験事業の継続（再掲）（木曽）
- ・将来の職場選択の契機づくりとして、夏季休暇中など医療系学校の長期休暇中に「サポートスタッフ」として雇用機会を提供する事業の継続（再掲）（同上）
- ・専攻医採用に向けたオンライン病院見学会等の実施、専攻医教育の充実（再掲）（こども）
- ・看護部、医療技術部における積極的な学生実習の受入（同上）
- ・院内研究助成制度の活用（同上）

4 非常勤の医師・看護師等の派遣受入に向けた取組

- ・医師確保のため、大学医局に対する派遣要請やドクターバンクの活用（再掲）（信州）
- ・二次救急体制の維持や、住民からの要望が高い診療科について、信州大学医学部と上伊那医療圏及び松本医療圏に所属する医療機関との連携を強化し、非常勤医師を確保（木曽）

5 医師・看護師等の不足の原因分析や、派遣元の今後の意向を踏まえた対策

- ・近隣に競合する総合病院がある中で、一部診療科では医師が不足している。大学医局に対する派遣要請やドクターバンクの活用により医師を確保（信州）

- ・医師・看護師の不足の原因は当院が地理的に不利な状況に所在しており、そのような場所に勤務を希望する医師を募集しても応募がない状況のため、大学医局に対する派遣要請活動を実施（阿南）
- ・長時間勤務や宿日直、自身の教育環境や生活拠点としての立地条件、子供の教育、家族の理解など地方勤務を妨げる要因が多い。医師確保にあたっては、引き続き信州大学医学部と連携を図るとともに、所定労働時間帯の柔軟な運用や、拘束体制の見直しなどによる改善を進めるとともに、職員宿舎の整備による勤務環境の改善を図り、医療人材を確保（木曾）
- ・公立病院経営強化ガイドライン及び地域医療構想の動向を踏まえて、小児医療の基幹病院としての役割（高度小児専門医療、移行期医療等）を果たし、機能強化を図るため、引き続き必要な医師・看護師等の確保と養成が必要である。医師確保にあたっては、信州大学医学部と連携を進めるとともに、教育研修体制の充実等により医療人材を確保。（こども）